

平成24(2012)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法務研究科 法務専攻(専門職)

(1) 理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・東洋大学専門職大学院学則	・法務研究科法務専攻(以下「法科大学院」という。)において、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」を「東洋大学専門職大学院学則」に定めている。	A		
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。	・東洋大学専門職大学院学則	・法科大学院の目的は、学校教育法及び専門職大学院設置基準の目的と整合しており、法科大学院として適切であるといえる。	A		
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」「大学の目的」 ・東洋大学専門職大学院学則 ・平成24年度東洋大学法科大学院履修要覧5頁	・法科大学院の目的は、建学の精神である「哲学すること」「ものの見方・考え方を身につける」「知徳兼全」「独立自活の精神」を根本としており、また、法科大学院の目指す方向性や達成すべき成果を明らかにしている。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2013	2011年度までに法科大学院の修了生43名が司法試験に合格している実績に鑑み、法曹養成という法科大学院の目的は適切である。	A		
	個性化への対応	5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。	・平成24年度東洋大学法科大学院履修要覧5頁 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・法科大学院の目的は、「社会に生起する種々の問題に対し、広い関心と人権感覚をもち、社会に貢献する法曹を養成する」ことを教育理念としている点、及び、「人権感覚に富んだ法曹」「企業法務に強い法曹」「専門訴訟に強い法曹」の養成を教育目標としている点で、個性・特色を打ち出し設定されている。	A		
2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・平成24年度東洋大学法科大学院履修要覧5頁 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・法科大学院の目的を、「法科大学院履修要覧」に記載して、学生及び教職員に配布している。 ・法科大学院の目的、教育目標は、ホームページに記載している。	A		
		研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	・全授業担当者会議開催通知(平成24年7月31日発信) ・「東洋大学法科大学院の目指す法曹養成像実現に向けた授業運営について(お願い)」(平成24年7月31日発信)	・法科大学院の目的の周知方法の有効性については、教授会・執行部会・入試委員会・全授業担当者会議等で随時検証を行い、改善を図っている。	A		
	社会への公表方法	7 受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2013 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・「東洋大学法科大学院ガイドブック」では、法科大学院の「人材の養成に関する目的」を明確かつ分かりやすい文章で記載している。 ・法科大学院の目的は、法科大学院のホームページに記載している。	A		
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		8 研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・自己点検・評価報告書	・法科大学院の目的の適切性について、教授会・執行部会・教務委員会・自己点検・評価委員会等で随時検討し改善を図っている。	A		

## (2) 教育研究組織

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか	教育研究組織の編制原理	9	研究科の目的を実現するための、教育研究組織の編成原理を明確にしているか。	・専門職大学院設置基準 ・東洋大学専門職大学院学則	・理論と実務の架橋を目的とする法科大学院では、教員組織の編成について、法律基本科目についての一定数の専任教員と一定数の実務家専任教員が、設置基準において要求されている。	A		
	理念・目的との適合性	10	教育研究組織は、研究科の目的を実現する上で適切かつ有効に機能する組織となっているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2013 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・理論と実務の架橋という目的を実現するため、研究者教員と実務家教員が、適切に配置されている。	A		
	学術の進展や社会の要請との適合性	11	学術の進展や社会的な要請を考慮した教育研究組織となっているか。	・平成24年度東洋大学法科大学院履修要覧5頁	・法科大学院の目的実現のために、教員組織は適切な構成となっている。	A		
2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか		12	教育研究組織の適切性を、定期的に検証しているか。	・自己点検・評価報告書 ・法科大学院FD会議議事録 ・各系別FD会議議事録	・1年に1度自己点検・評価を行っている。 ・教育研究組織の適切性を恒常的に検証する組織として、法科大学院では全体FD会議を設け、基本的に月1回の会議を開催している。そのほか、各法分野についての問題検討の組織として、民事系FD会議と公法系FD会議、刑事系FD会議を設けている。	A		

## (3) 教員・教員組織

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	13	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程	・「東洋大学法科大学院教員資格審査規程」にしたがって、人事資格審査委員会を通して、法科大学院の全専任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	14	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・東洋大学専門職大学院学則および東洋大学法科大学院FD会議規則	・法科大学院内の各委員会およびFD会議が設置され、定期的に委員会を実施し、その結果を教授会に報告するなど、教員間の連携体制は十分にとられている。	A		
	教員構成の明確化	15	教員組織の編制方針を明確に定めているか。	・専門職大学院設置基準 ・東洋大学専門職大学院学則	・理論と実務の架橋を目的とする法科大学院では、教員組織の編成について、法律基本科目についての一定数の専任教員と一定数の実務家専任教員が、設置基準において要求されている。	A		

2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	16	大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・専門職大学院設置基準 ・東洋大学法科大学院ガイドブック2013	・充足している。 ・本学は専任教員10名、みなし専任教員6名であるが、設置基準上は、みなし教員は2名までのカウントとなる。 したがって、専任教員10名とみなし専任教員2名によって、最低限の人数である12名で設置基準をクリアしている。	A		
		17	研究指導教員の2/3は教授となっているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2013 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・2/3以上が教授である。	A		
		18	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2013 ・東洋大学法科大学院ホームページ	・専門職大学院設置基準に従って、研究者・実務家教員のバランスおよび年齢構成上のバランスのとれた組織編成を行っている。	A		
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	19	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	東洋大学法科大学院教員資格審査規程	・「東洋大学法科大学院教員資格審査規程」により、研究者は、研究業績および教育業績によって、実務家は法曹としての実務経験によって、人事・資格審査委員会の審議を経て教授会において審議している。	A		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)	20	研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程に明確化されている。	A		
3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	21	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程 ・東洋大学法科大学院教員の採用及び昇格手続に関する規程	・東洋大学法科大学院教員資格審査委員会規程に基づく手続が明確化されている。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	22	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・東洋大学法科大学院教員資格審査規程 ・東洋大学法科大学院教員の採用及び昇格手続に関する規程 ・東洋大学法科大学院人事・資格審査委員会規程	・人事資格審査委員会による審議に基づき教授会による承認という手続を遵守している。	A		
4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	23	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・東洋大学法科大学院FD会議規則	・全体FD会議および各系(民事系・刑事系・公法系)に分かれた系別FD会議を定期的開催している。	A		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	24	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・全体FD会議記録 ・自己点検・評価報告書	・教育活動については、上記FD活動以外に、年に2回、授業参観週間を設定し、全教員が授業参観を行い、その成果を文書で報告し、かつその内容をFD全体会議において議論している。 ・研究活動については東洋大学法科大学院紀要(「白山法学」)の刊行を年に1度実施している。	A		

## (5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	25	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2013(26頁)、法科大学院入試要項2013(1頁)	・アドミッション・ポリシーを定めている。	A		
		26	アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2013(26頁)、法科大学院入試要項2013(1頁)	・アドミッション・ポリシーは法科大学院の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。	A		
	27	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	東洋大学法科大学院ガイドブック2013(26頁)、法科大学院入試要項2013(1頁)	・アドミッション・ポリシーはガイドブック及び入試要項に記載されている。ホームページに記載されている教育理念・目的の中にアドミッション・ポリシーが記載されている。	B			
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	28	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2013(25頁)、法科大学院入試要項2013(1頁)	・募集人員、選考方法を、ガイドブック、入学試験要項にて受験生に明示している。	A		
		29	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2013(25頁)、法科大学院入試要項2013(1頁)	・入学試験は一般入試のみであるが、A日程、B日程及びC日程の3回行っている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	30	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・法科大学院教授会規程 ・入試委員会規程	・法科大学院委員会、入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。	A		
		31	一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・入学試験統計	・法科大学院の入試において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。	A		
		32	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	東洋大学法科大学院ガイドブック2013(25 - 26頁)、法科大学院入試要項2013(1 - 3頁)	・入試方式や募集人員、選考方法はアドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		

2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか	入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性	33	研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。		・法科大学院にとって、評価基準が適当でない。	評価なし		
		34	部局化された大学院研究科や独立大学院( )における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科	・入学試験統計	・収容定員(120名)、在籍者37名 収容定員に対する在籍学生数比率0.308 *収容定員 = 平成22~24年度入学定員40名	C	・在学生の満足度を高め、かつ司法試験合格者を増加させるために、学習指導体制を強化するとともに、奨学金制度を強化・拡充した。 ・上記の実質化を進めるとともに、法科大学院の特長及び実績を広くPRする。	
	35	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・法科大学院教授会議事録	法科大学院委員会において、定員の見直しを含めて定員未充足に関する検討を行っている。	B			
4) 学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		36	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書	・1年に1回自己点検・評価報告書とりまとめの中で検証している。 ・アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3つのポリシーを確立した。	A		
		37	学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・法科大学院教授会議事録 ・入試委員会議事録	・法科大学院教授会、入試委員会において、毎年度入試方式、選抜方法の検証・検討を行っている。	A		

## (6) 学生支援

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
2) 学生への修学支援は適切に行われているか	留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性	38	原級者、休・退学者のデータを研究科委員会等の会議で教職員に周知し、情報の共有化を図るとともに、理由把握等に努め、適切な指導、支援を行っているか。	・学籍異動許可願用紙	・原級、休学、退学については、教務課が受付を行い、担任を務める専任教員による面接を実施した後に、教授会において審議を行っている。審議の際は、学籍異動許可願用紙原票を回覧し、異動事由の確認をしている。また、学期ごとの学籍の異動につき、データを保存している。	A		
	補習・補充教育に関する支援体制とその実施	39	教員および学生に実態調査を行うなどして、必要な補習・補充教育を適切に提供するとともに、その効果についての検証を行っているか。	・大学院生の学習状況および生活実態調査 ・フォローアップ講座に参加した学生対象のアンケート調査	・補充教育については、学生が主催する自主ゼミに、学生の求めに応じて専任教員、アカデミック・アドバイザーが参加して支援を行っている。	S		
4) 学生の進路支援は適切に行われているか	進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施	40	学生が修了後、社会的・職業的自立を図るための能力を育成しているか。	・ディプロマ・ポリシー ・カリキュラム・ポリシー	・法科大学院修了者の多くは司法試験を受験し、法曹の道を目指すものであるところ、当研究科においては司法試験合格に必要な能力を育成している。	A		

## (7) 教育研究等環境

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備	41	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じて、講義室の規模、実験・実習室の設備、実習室の座席数などが整備されているか。	・履修要覧2012	・法科大学院行事で使用する教室として191名収容1教室、講義科目を行う教室については、80名収容2教室、70名収容1教室、30名収容2教室があり、また演習を行う教室については、12名収容セミナー室4室があり、施設・設備は整備されている。	A		
	ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備	42	RA等の人的支援が行われているか。	・平成24年度アカデミック・アドバイザー一覧 ・平成24年度司法試験合格者による学習相談一覧	・若手の弁護士をアカデミック・アドバイザーとして採用し、在学生(含む修了生)の指導にあたってもらっている。 ・司法試験に合格した修了生に、司法研修所に入所するまでの期間、在学生及び修了生の学習支援にあたってもらっている。 ・教員個人に対する教育研究支援は特に行われていない。	A		
	教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保	43	専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給しているか。	・教授会議事録	・専任教員1人につき、年間532,000円の研究費が支給されているが、このうち、専任教員1人につき、年間41,000円を法科大学院紀要(白山法学)の編集費用にあて、残る491,000円を研究費としている。	A		
		44	専任教員に対する研究室を整備しているか。		・専任教員全員に個人研究室が割り当てられている。	A		
		45	研究専念時間の設定など、教員の研究機会を保障しているか。	・平成24年度時間割	・時間割編成時に、法科大学院の専任教員は、法学研究科の授業を含めて年間10科目5コマ(責任コマ数)以上を担当することとしている。その授業の準備に加えて、学内業務・学生の質問への回答・自主ゼミの指導等に相当の時間を取られ、研究時間を確保することのできない状況にある。 ・本学の海外研究制度および国内特別研究制度も、法科大学院には適用されていない。	C	・研究専念時間の設定など、教員の研究機会を確保するための方策を検討する必要がある。	
5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか	研究倫理に関する学内規程の整備状況	46	研究倫理に関する学内規程を整備するとともに、研究倫理に関する研修会等を実施するなど、研究倫理を浸透させるための措置を行っているか。	・東洋大学研究活動規範	活動規範にのっとり活動している。	A		
	研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性	47	研究倫理に関する審査機関の設置し、適切に運営しているか。	・東洋大学研究活動規範委員会規程	法科大学院からも法学研究科とともに大学に委員を送っている。	A		

(8) 社会連携・社会貢献

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか	産・学・官等との連携の方針の明示	48	研究科の目的を踏まえて、産・学・官等との連携に関する方針を定めているか。		・産・学・官等との連携に関する方針は、研究科では定めていない。 ・組織の性質上、その方針を定めることがふさわしくない。	評価なし		
	地域社会・国際社会への協力量針の明示	49	研究科の目的・目標を踏まえて、地域社会・国際社会への協力量針を定めているか。	・東洋大学法科大学院ガイドブック2013 ・法科大学院入試要項2013	・地域社会・国際社会への協力量針は、研究科では定めていない。 ・ただし、ガイドブック、入試要項において国際性を有する学生に入学してほしいとのアドミッション・ポリシーを定め、公表している。	B		
2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか	教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動	50	研究科の教育・研究の成果を、社会へのサービス活動に還元しているか。	・白山法学(2012年度)	・法科大学院の教育・研究の成果を公表する「白山法学」を年1回発行している。	A		
	学外組織との連携協力による教育研究の推進	51	研究科の教育・研究の推進のために、他大学や学外の研究所や組織等との連携・協力をしているか。	・法科大学院シラバス	・理論と実務の架橋をはかる目的を達成するための科目として「エクスターンシップ」を設け、首都圏の複数の弁護士事務所と提携して、学生を受け入れてもらっている。	B		
	地域交流・国際交流事業への積極的参加	52	地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいるか。		・法科大学院にとって、評価基準が適当でない。	評価なし		

## (10) 内部質保証

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか	自己点検・評価の実施と結果の公表	53	自己点検・評価を、明文化された規程に基づき、定期的実施しているか。	・学校教育法 ・東洋大学法科大学院「自己点検・評価委員会規程」 ・日弁連法務研究財団への提出用の自己点検評価報告書2008年、2010年など	・法科大学院に義務付けられた5年間に1度の法科大学院認証評価を受審している。(2008年第1回、2013年第2回予定) ・自己点検・評価委員会についての規程もあり、委員会も、随時開催されており、成果物もある。	S		
		54	自己点検・評価の結果を、刊行物としての配布、ホームページへの掲載等によって、当該大学以外の者がその内容を知りうる状態にしているか。	・日弁連法務研究財団に提出された自己点検評価結果報告書 ・ホームページ。	・日弁連法務研究財団に自己点検評価結果報告書を交付しているほか、ホームページにも掲載している。	S		
2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか	内部質保証の方針と手続きの明確化	55	自己点検・評価の結果を、研究科の改革・改善や研究科の企画・運営につなげるための方針と手続きが明確にされているか。	・東洋大学法科大学院「自己点検・評価委員会規程」	・自己点検評価システムは、法科大学院の性質上、不可欠の要素となっているし、実行されている。	S		
	内部質保証を掌る組織の整備	56	自己点検・評価結果を、改革・改善や研究科の企画・運営につなげるための委員会等が整備されているか。	・東洋大学法科大学院の「自己点検・評価委員会規程」	・自己点検評価システムは、法科大学院の性質上、不可欠の要素となっているし、実行されている。	S		
	自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立	57	自己点検・評価の結果を、改革・改善や研究科の企画・運営につなげる連携システムが確立されているか。	・東洋大学法科大学院「自己点検・評価委員会規程」	・自己点検評価報告書は、多くの研究科委員が参加しており、また、その報告書は、委員全員に配布されて、内容の認識の徹底が図られている。	S		
3) 内部質保証システムを適切に機能させているか	組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実	58	研究科、専攻、教員の各レベルで自己点検・評価活動が行われているか。	・授業アンケート ・アンケート結果に対する意見	・学生に対する授業アンケートの実施と教員の意見がセメスターごとに実施されている。	S		
	教育研究活動のデータベース化の推進	59	「東洋大学研究者情報データベース」に、研究科の専任教員の研究業績が適切に構築されている。	・東洋大学「研究者情報データベース」(ホームページ)	・法科大学院の主な使命が、優秀な法曹の輩出ということであるため、研究よりも教育に注力されているところがあり、研究者情報データベースへの情報提供も、関心が薄い。	B		
	学外者の意見の反映	60	学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫を行っているか。	・日弁連法務研究財団のホームページ	・日弁連法務研究財団の定期的な検査を受けている。	S		
	文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応	61	文部科学省の設置認可・履行状況報告の際の留意事項、大学基準協会の認証評価の際の指摘事項について、改善のための具体的な取り組みを行っているか。	・日弁連法務研究財団に提出された自己点検評価結果報告書 ・ホームページ。	・日弁連法務研究財団の定期的な検査を受けた結果に基づき、改善のための積極的な取り組みを行っている。	S		

(11) 研究科・専攻独自の評価項目及び学生からの意見等

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
学生からの意見を反映した体制を整備しているか	学生からの提案・意見等を評価するシステムの構築	62	学生からの意見を受け入れる体制の整備し、学生からの提案・意見等を客観的に評価し、教育・学生指導体制に反映した体制を取っているか	・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書 ・大学院生の学習状況および生活実態調査	・学生からの提案・意見等を受け入れるための常置の「提案箱」制度を取っている。教務課事務局前の学生への配布資料置場に「提案箱」というポストボックスを備えおき、提案を受け入れている。「提案箱」は、学生生活委員会が所掌し、毎月開封し、適宜、提案等の内容に相応する委員会に回付するとともに、教授会において原本コピーを開示し、検討するとともに改善状況を報告している。また、投書された提案要旨と対応の結果は掲示板に掲示される。提案箱への提案が授業等の改善に役立つことも少なくない。この提案箱制度は、第三者評価においても評価を得ている。また、年1回「大学院生の学習状況および生活実態調査」を行い、学生の生活・学習の状況を把握するとともに、そのアンケート結果を教授会において検討し、学生の学習状況についての情報を教員が共有し、教育学習指導体制の改善に反映させるとともに、学生への指導に役立っている。	S		